

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

見附市では、第5次見附市総合計画の基本施策のひとつ「だれもがいきいきと暮らせるまちをめざします」の中に「障がい者の自立支援に努めます」を掲げ、障がい者施策を推進してきました。

この間、国においては、障がいの有無によって分け隔てられることない共生社会の実現に向け、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）を定期的に改正し、障がい者のニーズにきめ細やかに対応するための環境整備を進めてきました。令和4年の改正では、障がい者等が希望する生活を実現できるように、地域生活や就労の支援を強化することを目的として、障がい者等の地域生活の支援体制の充実、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害がい者雇用の質の向上の推進、精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置を講じることとしています。

こうした中、見附市では令和3年3月に「第4期見附市障がい者計画・第6期見附市障がい福祉計画・第2期見附市障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者施策を推進してきたところです。この度「第6期見附市障がい福祉計画・第2期見附市障がい児福祉計画」の計画期間が終了することから、これまでの実績や課題などを検証し、新型コロナウイルス感染症の収束など取り巻く環境の変化を加味しながら、「第7期見附市障がい福祉計画・第3期見附市障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

（1）計画の法的位置づけ

「第7期見附市障がい福祉計画・第3期見附市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいた計画であり、国が示す基本方針に則して策定しています。数値目標及び各年度のサービス見込量を設定し、地域に必要なサービスが計画的に提供されるように取組みを推進します。

【見附市障がい福祉計画】

- 障害者総合支援法第88条1項に基づく計画
- 障がい福祉サービス、相談支援の必要量の見込み及び確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める

【見附市障がい児福祉計画】

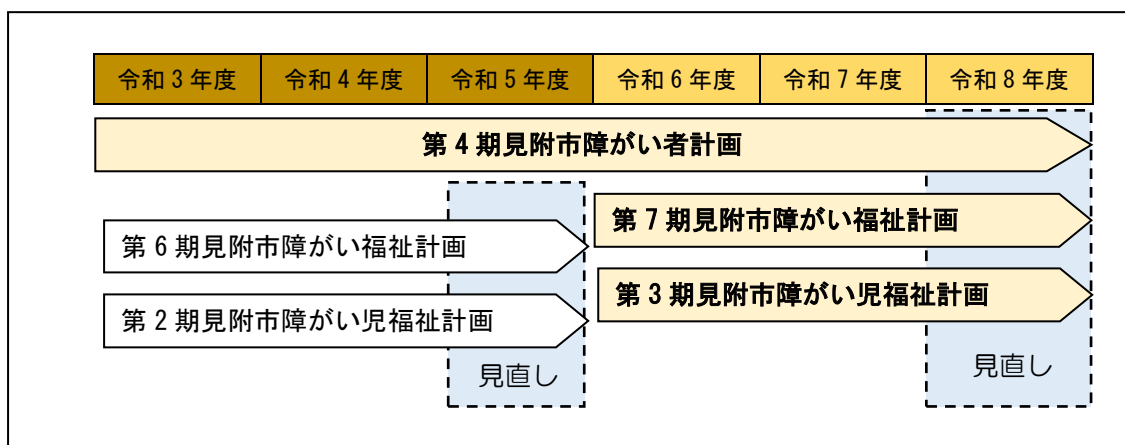
- 児童福祉法第33条の20第1項に基づく計画
- 障がい児通所支援、障がい児相談支援の必要量の見込み及び確保のための方策に関する事項等を定める

(2) 計画の整合性

国の基本計画及び基本指針並びに新潟県の障害者計画を踏まえ、第5次見附市総合計画と調和を保ち、見附市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、その他の福祉関連計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

- 障害者総合支援法に基づく「第7期見附市障がい福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。
- 児童福祉法に基づく「第3期見附市障がい児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。



なお、一体的に策定している「第4期見附市障がい者計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間としており、次期計画については令和8年度の見直しを予定しています。

【見附市障がい者計画】

- 障害者基本法第11条第3項に基づく計画
- 障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的事項を定める

4 計画の策定経過

（１）障害者自立支援協議会の運営

計画の策定にあたっては、障がい者団体関係者、福祉・医療・教育・商工業の関係者などの委員14名により構成する「見附市障害者自立支援協議会」を設置し、委員の意見を適宜反映させながら審議・検討を行いました。

（２）市民の意見反映

① 協議会への参加

見附市障害者自立支援協議会の委員として、市民からの公募委員、障がい者関係団体の関係者が参加しました。

② 当事者団体へのヒアリングの実施

当市の障がい福祉施策を共に推進していくことから、障がい福祉サービスの提供状況や今後のサービス等の方向性について、当事者団体へのヒアリング調査を実施しました。

③ 計画案に対する意見募集（パブリックコメント）

本計画の策定にあたり、市ホームページ及び保健福祉センター内、ネーブルみつけ、見附市図書館等において計画素案を公開し、広く市民からの意見を募集し計画策定に反映する予定です。

（３）新潟県、障害保健福祉圏域間等での連携

計画策定にあたっては、新潟県及び障害保健福祉圏域、近隣市との間で密接な連携を図っていくことが必要であり、新潟県としての基本的な考え方をもとに、圏域を単位とした広域的な調整を進めるために、障害保健福祉圏域、近隣市との協議を行いました。

※新潟県地域保健医療計画に基づく「二次保健医療圏域」と同一区域の7圏域であり、見附市は、長岡市、柏崎市、小千谷市、出雲崎町、刈羽村と同じ中越圏域となっています。